

令和5年11月22日

消費機器に関する調査の適切な実施について (注意喚起)

1. 関東東北産業保安監督部は、管内ガス小売事業者がガスを供給する需要家において、屋外式給湯器が、屋内に設置されていた事案を確認しました。
2. 当該事案においては、ガス事業法第159条2項に基づく消費機器に関する調査において、屋外式給湯器が屋内に設置されていることを見過ごしていたことが確認されました。このため、関東東北産業保安監督部は、令和5年11月22日、当該ガス小売事業者に対して嚴重注意するとともに、再発防止の徹底を求めました。
3. 当該事案については、死傷事故等に繋がりがねない重大な事案であり、関係事業者におかれましては同様事例の抑制防止の観点から、消費機器に関する調査について、ガス事業法の遵守状況及び自主保安等が適正に機能しているか今一度、確認をお願いします。

(本資料のお問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部 保安課長 小林 眞一

担当者: 田中、櫻井、高村

電話: 048-600-0416(ダイヤルイン)

メール: bz1-kanto-hoanka★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。